

平成28年美濃加茂市教育委員会 3月定例会 会議録

1 開会日時及び場所

平成28年3月28日(月) 午後1時00分から午後2時45分まで
美濃加茂市役所分庁舎4階 第1会議室

2 出席者

(教育委員)

委員長 渡邊 須美樹
委員 矢島 良子
委員 加納 義章
委員 安江 ちか子
委員 鹿野 久美子
教育長 日比野 安平

(事務局)

事務局長 小田島 史佳
学校教育課長 古川 一男
教育総務課課長補佐 長谷川 壮重

3 開会 午後1時00分

4 議事日程等

(1) 委員長あいさつ

(2) 教育長報告

(3) 議題

議第19号 平成28年度特色ある学校づくり補助金の決定について

議第20号 美濃加茂市いじめ防止対策審議会及び学校いじめ未然防止対策委員会の組織及び運営に関する規則について

議第21号 美濃加茂市立小学校、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議第22号 美濃加茂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議第23号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

議第24号 美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について

議第25号 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議第26号 美濃加茂市就学援助費支給要綱について

議第27号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

議第28号 美濃加茂市就学援助費支給要綱を廃止する訓令について

議第29号 美濃加茂市立小中学校事務の共同実施に関する要綱について

(4) 協議・報告事項

(5) その他

1. 教育センター
2. 学校教育課の行事予定

会 議 録

(1) 委員長あいさつ

渡邊委員長

※委員長から開会のあいさつ

(2) 教育長報告

日比野教育長

※教育長からの報告

- ・卒業式へのご出席、ありがとうございました。
- ・卒業式は正眼短期大学が2月に行い、高等学校、中学校、小学校、保育園と続いて開催された。ある小学校ではPTA会長から教員へ感謝の言葉をいただきありがたかった。

(3) 議題

議第19号 平成28年度特色ある学校づくり補助金の決定について

渡邊委員長

本日は議題が11件ありますので、慎重にかつスピーディに審議を進めたいと思います。

では最初に、議第19号、平成28年度特色ある学校作り補助金の決定について、事務局から説明をお願いします。

古川学校教育課長

※資料に基づき、各学校に対する補助金査定額と審査のポイントとなった取組について説明。

日比野教育長

補足ですが、山之上小学校は小教室を使って国際理解教育を進めています。去る3月22日(火)に、スカイプという通信の仕組みを利用してダボ市の小学校との交流が成功しました。周到に準備をし、上手く交流ができ、子ども達は大変喜んでいました。ちょっとタイムラグがあるので、最初は戸惑ったようですが、いい勉強になったと思います。

渡邊委員長

ありがとうございました。只今説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

全体的なことですが、評価点が100点換算して39点、44点という事業に対しても予算が満額付いているものがある。大変苦勞されて予算配分をしていただけたと思うのですが、私としては、校長先生の思い入れがあったり、プレゼンテーションに対する努力があったり、もっと

校長先生の思いを前面に出してやっていただければ良いのではないかと、そうではない学校には配分を減らしてもいいのではと思います。もっと配分に差を付けても良いのではと思います。「例年どおりの事業をやっておけばいい」などと考えてもらってはいけませんから、特色ある学校として校長先生が実施したい、地域の題材を基にして取り組みたいという思いを反映できる予算配分になると本当に良いものになっていくという気がします。校長先生方にも十分に事前に説明をして、「いい事業に対しては予算を出します。どんどんやってください。応援します。」ということ伝えていく。1100万円という予算を上手く配分していけると良いと思います。

古川学校教育課長

今のご指摘は本当に頭を悩ませたところですが、査定の数字だけで言いますと満額出すことにはならないと思うのですが、内容によっては、満額出さないと物が購入できなくなってしまうような事業については非常に悩ましいのですが、与えられた予算を有効に活用して子ども達の学力向上に生かすことを期待して配分しました。ご理解をいただきたいと思っています。

渡邊委員長

確かに液晶テレビなどは、1年生から4年生まで学年ごとに1台ずつ整備したいと思いますが、二学年に1台にするとか、工夫できるのではないかなと思います。大切なのは、校長先生も特色ある取組への刺激としていただければいいかなという気がします。お互い納得できるような予算配分ができ、それが有効に子ども達に使ってもらえると良いと思いますので、大変だとは思いますがよろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。

日比野教育長

学校からの要求額を変な切り方で減額すると事業に大きく影響してしまうようなものはないですか。

古川学校教育課長

減額されて事業が実施できないということであれば、事業の見直しを図ってもらわなければいけないと思います。予算は流用ができることとじていますので、事業をもう一度見直し、どうしても実施しないといけないものについては、予算流用で対応するなど、そういう工夫をすることで学校の独自性を発揮してもらいたいと考えております。

安江委員

流用については、説明がしてありました。学校側としても査定された予算の中で考えて実施されると思います。

ところで、この評価結果はこのまま学校へも報告されるのですか。

古川学校教育課長

評価の結果は教育委員会だけに留め、学校へは出しません。学校には査定額を通知するのみです。

日比野教育長

この事業は、学校の特色を生かしたり、創造したりすることが大前提となっています。ですから、予算の出処を切り替えるだけのありきたりな取組などはさけてもらいたい。大切にしたいのは、地域の物語を子ども達に受け継いで欲しいわけです。地域性そのものを。絵本づくりは、その学校の物語を残すためのもので、3年後ぐらいには全ての学校に残していきたい。今年は大和小学校です。大和小学校は児童数による人数割りだけでは予算が足りなくなってしまうので、学校間で予算の配分がアンバランスになっていますのは、そういう理由もありますので、お願いします。

渡邊委員長

よろしいでしょうか。
では、議第19号は提案のとおりで決定とします。

議第20号 美濃加茂市いじめ防止対策審議会及び学校いじめ未然防止対策委員会の組織及び運営に関する規則について

渡邊委員長

続きまして、議第20号、美濃加茂市いじめ防止対策審議会及び学校いじめ未然防止対策委員会の組織及び運営に関する規則について、お願いします。

古川学校教育課長

※配布資料に基づき説明

- ・美濃加茂市いじめ防止対策推進条例及びいじめ防止対策に係る組織についての概要を説明。
- ・美濃加茂市いじめ防止対策審議会……教育委員会の附属機関
- ・学校いじめ未然防止対策委員会……各学校におけるいじめ防止等に関する措置を行う組織
- ・施行日は平成28年4月1日とする。

渡邊委員長

ありがとうございました。では審議をお願いします。
これは以前のお話でもあったように、いじめ問題全体や条例関係は地域振興課が担当すると。また、美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会は地域振興課が、美濃加茂市いじめ防止対策審議会は教育委員会が所管するということになったわけですね。

古川学校教育課長

市としてはそのような組織で進めていくというように考えています。当初は、美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会は設置しないという方向で考えてまいりましたが、子ども達に係るいじめ問題については一教育委員会のレベルだけではなく美濃加茂市全体で携わっていく必要があるということで設けることとなりました。

渡邊委員長

学校いじめ未然防止対策委員会の構成員について、第9条第3号に「当該学校の校長が適当と認める者」とあります。色んな問題が起きた時に第三者機関を立ち上げて調査をするのですが、いじめ問題もやはり学校以外の外部からも人が入った方が良いのかなという気がします。「当該学校の校長が適当と認める者」を「学校以外の者」というような書き方にして、学校以外の人を入れるという趣旨を明確に規定した方が良いのかなと感じています。

古川学校教育課長

「当該学校の校長が適当と認める者」とは、民生児童委員や学校評議員、スクールカウンセラー等を想定しております。

渡邊委員長

そういう方達が適宜選ばれていけば問題はないですが、規則に明記してしまってもいいのかなとも思います。そういう方が必ず組織に存在しているという形が望ましいと思います。

古川学校教育課長

学校や子ども達の様子を第三者的に見ていただける外部の方にも入っていただこうと考えております。あまり明確に規定してしまうよりはできる限り柔軟に対応できるような形としてこのような表現にさせていただいております。

日比野教育長

いじめ防止対策については2年越しにようやく施行されることとなりました。教育委員会のほうで職員が大変苦勞したわけですが、結局市長部局のほうへ所管が代わりました。しかし、現実には、いじめが起こるのは、圧倒的に私達が抱えている子どもたちですので、市民全体が知ってくださり自分もそこに関わっているということを承知してもらうのは大変有り難いけれども、とにかくいじめを起ささないようにすることが一番大事だと私は思っております。そのためにもハイパーQテストや友達サミットを行っているわけですけれども、いじめを起ささないように全力を尽くしたいということは常々申し上げております。

渡邊委員長

いかがでしょうか。

では、議第20号は、提案のとおり決定します。

議第21号 美濃加茂市立小学校、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊委員長

次に、議第21号、美濃加茂市立小学校、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

長谷川課長補佐

※配布資料に基づき説明

- ・規則別表中、太田小学校と山手小学校の通学区域について一部分かり難い条文で規定されていたものを明確に表現するもの。
- ・改正規則の施行日は4月1日とする。

渡邊委員長

只今の説明について質問・意見等ありましたらお願いします。
別表の中の太田小学校と山手小学校ともに「及び字井口地内の株式会社東海旅鉄道所有地」を削るということです。いかがでしょうか。
では、議第21号は、提案のとおり承認します。

議第22号 美濃加茂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

渡邊委員長

続きまして、議第22号、美濃加茂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

長谷川課長補佐

※配布資料に基づき説明

- ・「美濃加茂市就学指導委員会印」、「美濃加茂市立山之上小学校」、「岐阜県美濃加茂市立山之上小学校長之印」、「美濃加茂市立三和小学校印」を規則に加えるもの。
- ・改正規則の施行日は平成28年4月1日とする。

渡邊委員長

山之上小学校と三和小学校は、学校印のようですが、規則に載ってなかったということですか。また、美濃加茂市就学指導委員会はどういう人で構成されている組織ですか。

長谷川課長補佐

小学校の印につきましては、規定されている印鑑の他に、大きさの異なる印がありましたので、規則に加えるものです。

古川学校教育課長

美濃加茂市就学指導委員会は、主に小学校・中学校の教員と保育園の職員と専門家、医師で構成され、障がいを抱えた児童が小学校に入学することに際し、適正な就学をするよう判定をする組織です。

渡邊委員長

分かりました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、議第22号は、原案のとおり承認します。

議第23号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊委員長

続きまして、議第23号、美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関

する規則の一部を改正する規則について、お願いします。

長谷川課長補佐

※配布資料に基づき説明

- ・学校教育課に「発達支援係」を規定に加える。
- ・教育総務課と学校教育課の分掌事務を整理し、改定する。
- ・改正規則の施行日は平成28年4月1日とする。

渡邊委員長

内容的に無くなった分掌事務は無いですか。

長谷川課長補佐

無くなった事務はありません。分掌事務を分かり易く表現しました。

矢島委員

平成28年度から発達支援係を教育センターに置くわけですが、今までの発達支援との関係はどうですか。

古川学校教育課長

発達支援につきましては、教育相談として教育センターが担ってきましたが、それを更に強化するために係を立ち上げたということです。

日比野教育長

発達障がいに関する問い合わせをする場所が市としてはっきりしていない状況がありまして、議会でも質問がありました。他県・他市町村では福祉課が窓口になっているところが多いのですが、当市では、関係部署で協議をし、発達支援の礎作りは教育委員会ということで教育センターに置き、専門の職員を配置することになりました。発達支援係は2人態勢で行いますから、例えば幼児や成人に関する相談の場合は、福祉課や健康課で対応してもらいます。そして、将来的にはこれらを統合した組織にし、市民からのニーズに応えられるようにしていく方向です。

渡邊委員長

その他はいかがでしょうか。よろしいですか。
では、議第23号は、提案のとおり承認とします。

議第24号 美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について

渡邊委員長

続きまして、議第24号、美濃加茂市学校給食費規則の一部を改正する規則について、お願いします。

小田島事務局長

※配布資料に基づき説明

- ・学校給食センターが給食を提供している「岐阜県立可茂特別支援学校」について、規則に追加する。
- ・学校給食センター職員等に係る給食費について規定する。
- ・改正規則の施行日は平成28年4月1日とする。

日比野教育長

給食費については、消費税が5%から8%に上がった時には据え置きにしました。10%に上がるときには改定も考えなければならないと思っていますのでご承知おきください。

渡邊委員長

給食費は市へ納入し、市から業者へ支払うものと思いますが、規則では、給食費は各学校長が徴収するものとされ、各学校長が指定する日までに（保護者等は）給食費を納めるものとするということになっています。これは、校長が徴収してそれを市へ納付するという形になっているということですのでよろしいですね。

小田島事務局長

学校ごとに給食の食数を全部集計していきまして、学校給食センターから各学校へ納付書を送っています。各学校で事務職員等が取りまとめ、市への納付していただいています。

渡邊委員長

分かりました。岐阜県立可茂特別支援学校について規定を加えるということですか。いかがでしょうか。
では、議第24号は、提案のとおり承認ということをお願いします。

議第25号 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

渡邊委員長

続きまして、議第25号、美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、お願いします。

長谷川課長補佐

※配布資料に基づき説明

- ・下米田小学校区放課後児童クラブの定員を40人から60人に変更。
- ・保育料の減免に関する規定を改正する。
- ・行政不服審査法の一部改正に伴う教示文を改正する。
- ・改正規則の施行日は平成28年4月1日とする。

渡邊委員長

只今説明をいただきましたが、いかがでしょうか。
第6条で、「長期休業」を「夏季休業日又は長期休業」に改めた理由は何ですか。

長谷川課長補佐

放課後児童クラブを利用できる条件がある中で、夏休み、冬休み及び春休みを長期休業としていますが、これらの場合、概ね2時までは就労等で養育ができない状態であることが条件となっています。クラブの申請区分に「夏季休業のみ」と「長期休業」の2種類があるため、第6条の規定をこれらの区分と合わせることで分かり易くするものです。

渡邊委員長	就労等の時間の条件を明確に伝えるためということですね。
長谷川課長補佐	夏休みやその他の長期休業期間中は、午前7時半から午後6時半までクラブを開設しており、保護者も条件に合わせて仕事を選ばれる方がいらっしゃいます。就労時間の誤解を避けるために規則を改める趣旨です。
日比野教育長	保育料の減免に関する条件は、就学援助費支給要綱に委ねるということで、その要綱は細かく定められているわけですね。
長谷川課長補佐	はい、定められています。
渡邊委員長	それでは、議第25号は、提案のとおり承認いたします。

議第26号 美濃加茂市就学援助費支給要綱について

渡邊委員長	続きまして、議第26号、美濃加茂市就学援助費支給要綱について、お願いします。
長谷川課長補佐	<p>※配布資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓令として定められていたものを告示として定め直すもの。 ・手続きに関する規定や書式を明文化する。 ・施行日は平成28年4月1日施行とする。
鹿野委員	様式第1号について、世帯状況に関する項目が①から⑨まで記載されていますが、文末が丁寧語とそうでないものが混在しているので、どちらかに統一したほうが良いと思います。
加納委員	第2条で対象者が規定されていますが、美濃加茂市の小中学校に就学していて市内に住所が無いというのはどういう状態なのでしょう。どういう場合にそうなるのかと。
古川学校教育課長	例えば区域外就学というのがあります。例えばですが、可児市から美濃加茂市の学校に通っているような場合です。その理由としては、例えば家を可児市に新築したけれども残りを太田小学校で過ごして卒業させたいなどの他、家庭の事情によりどうしても住所を表に出せない家庭の方もいらっしゃるという様な方も想定しています。
渡邊委員長	ということは、逆に例えば美濃加茂市から可児市の学校に通学している児童の場合は、美濃加茂市の就学援助の対象にはならないということになりますね。

古川学校教育課長

そうです。

長谷川課長補佐

そのような方は、通学先の市町村で同じような制度がありますのでそちらを利用することになります。

ちなみに双葉中学校に通っている三和・伊深・蜂屋・加茂野の生徒につきましては、双葉中学校の組合のほうに同様の制度があり、双葉中学校のほうに申請すれば援助が受けられる仕組みになっています。

渡邊委員長

分かりました。その他いかがでしょうか。

では、議第26号は、世帯状況の箇所の文言を統一していただき、承認といたします。

議第27号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

渡邊委員長

続きまして、議第27号、美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、お願いします。

長谷川課長補佐

※配布資料に基づき説明

- ・美濃加茂市役所の組織改編に伴う部署の名称変更に対応する。
- ・改正規則の施行日は平成28年4月1日とする。

渡邊委員長

市の組織の名称が変わったための変更ということです。よろしいでしょうか。

では、議第27号は、提案のとおり承認とします。

議第28号 美濃加茂市就学援助費支給要綱を廃止する訓令について

渡邊委員長

続きまして、議第28号、美濃加茂市就学援助費支給要綱を廃止する訓令についてです。お願いします。

長谷川課長補佐

※配布資料に基づき説明

- ・要綱を告示で新規制定するため、現行の訓令を廃止するもの。
- ・附則にて経過措置を設け、従前の訓令に基づいて行われた手続き等については有効であるという旨を規定する。

渡邊委員長

議第26号との関連のものです。告示で制定するために訓令を廃止するという事です。よろしいでしょうか。

では、議第28号は、提案のとおり承認ということでお願いします。

議第29号 美濃加茂市立小中学校事務の共同実施に関する要綱について

渡邊委員長	続きまして、議第29号、美濃加茂市立小中学校事務の共同実施に関する要綱について、説明をお願いします。
長谷川課長補佐	※配布資料に基づき説明 ・各学校に配置されている事務職員による事務の統一化、効率化を図るため、事務の共同実施を行う。 ・訓令として制定する。 ・施行日は平成28年4月1日とする。
渡邊委員長	県内の他の地区では、行っている市町村はあるんですか。
長谷川課長補佐	近隣では可児市や御嵩町、八百津町で行われています。他県でも共同実施を行っている自治体があり、今後は全国的な流れとなっていくものとされています。
渡邊委員長	いかがでしょうか。 では、よろしいようですので、議第29号は承認されました。 以上で議題については終了といたします。

(4) 協議・報告事項

渡邊委員長	続きまして、協議・報告事項がありましたらお願いします。
古川学校教育課長	※教育委員会事務局学校教育課職員の人事異動について報告 ・通常の人事異動 ・教育センター内発達支援係新設に伴う異動
渡邊委員長	その他に協議・報告はありませんか。
古川学校教育課長	※教育三者懇談会について案内
渡邊委員長	続きまして、その他ということで、教育センターからの報告はありますか。

(5) その他

1. 教育センター

古川学校教育課長 | ※配布資料（今年度の振り返り）を紹介

2. 学校教育課の行事予定

渡邊委員長 | 学校教育課の行事予定をお願いします。

古川学校教育課長 | ※4月の行事予定表に基づき説明
・4月 1日 服務宣誓式
・4月 7日 公立小中学校の入学式・始業式
・4月19日 全国学力学習状況調査

その他

渡邊委員長 | 最後に、次回の定例会の開催についてお願いします。

※日程調整

小田島事務局長 | それでは、4月の定例会は、4月27日（水）13時30分から、同会場で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渡邊委員長 | それでは3月の定例会をこれで終わります。お疲れさまでした。

閉会 午後2時45分